けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01479
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01726

BG_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01715

BG_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01445
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01695

BG_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0152
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

BG_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0152
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

BG_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BG_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BG_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0139
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び

受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01480
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01727

BC_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01717

BC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0154
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0176

BC_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0152
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0167

BC_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0153
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

BC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0150
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BC_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0139
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0159

BC_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0139
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BD_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び